

保育園が
会社にあると
安心して働ける。



保育園を
会社につくったら、
従業員がイキイキ。



子育て中の
従業員もうれしい。
会社もうれしい。

「会社がつくる保育園」
新たな助成制度が
はじまります。

従業員の多様な働き方に
対応できる。



パートタイム勤務



土日、夜間勤務

地域の会社が共同で
つくることもできる。



内閣府

企業のニーズに応じた柔軟な設置・運営を支援する
企業主導型保育事業がスタート!

運営費・
整備費を
助成します。

みんなが、子育てしやすい国へ。
すくすくジャパン!

子ども・子育て支援新制度

詳しくは、裏面をご覧ください

従業員のための保育園をつくりませんか？ 設置・運営の費用を 【企業主導型保育事業】で助成します。

ポイント

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できます。
(延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能)
- 複数の企業が共同で設置することができます。
- 他企業との共同利用や地域住民の子供の受け入れができます。
- 運営費・整備費について、認可施設並みの助成が受けられます。



助成内容 (予定)

- **運営費** (定員12人[乳児3人、1・2歳児9人]、東京都特別区、11時間開所、保育士比率50%の場合)
 - 基本額 約2,600万円(年額)
 - 各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育など(実施に応じて加算)
- **整備費** (定員30人、東京都、新設の場合) ※既存施設の改修にも補助があります。
 - 基本額 約8,000万円
 - 各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなど(実施に応じて加算)



モデル例

- 企業A(事業実施者)が保育園(定員12人)を設置*する場合 *運営委託が可能です。
 - ・定員12人のうち、8人を従業員枠(うち6人は自社枠)、4人を地域枠と設定。
 - ・企業Bは、自社従業員の利用に供するため、企業Aと利用枠契約(2人)を締結。
 - ・地域住民は、企業Aに直接利用申し込みをし、利用契約を締結。



主な要件

- 一般事業主(子ども・子育て拠出金を負担している事業者)であること
- 下記①～③のいずれかに該当すること
 - ①従業員向けに新たに保育施設を設置する場合
 - ②既存施設で新たに定員を増やす場合
 - ③既存施設の空き定員を他企業向けに活用する場合
 ※このほかにも要件等があります。

企業主導型のベビーシッター利用者支援事業もあります。

残業や夜勤などの多様な働き方をする従業員が利用するベビーシッター費用の一部を補助するものです。

- 補助額 1回あたり2,200円(多胎児加算あり)
- 企業負担 大企業:10% 中小企業:5%



詳細は、
内閣府子ども・子育て本部の
ホームページをご覧ください。



子ども・子育て支援新制度 検索